

新型コロナウイルス感染症に対する本学の方針について（緊急事態宣言解除後）

※これまでの方針からの主な変更点

- ・「5. 授業、期末試験等への対応について」を更新しました。
- ・「6. 学生の大学構内への立ち入りについて」を更新しました。
- ・「7. 教員等の研究活動について」を更新しました。
- ・「13. 「新しい生活様式」の実践について」を更新しました。
- ・「14. その他」を更新しました。

令和2年4月7日、政府から新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が大阪府を含む7都道府県に発令されたことを踏まえ、大阪府より本学に対して施設の使用制限等が要請され、5月4日には緊急事態宣言の期限が5月31日まで延長されました。

5月14日に、政府において39県の緊急事態宣言が解除され、21日には大阪府・京都府・兵庫県の近畿3府県についても解除されました。

5月14日、大阪府において自粛要請・解除などの対策を段階的に実施するために策定された「大阪モデル」に基づき、本学を含む施設の使用制限が5月16日をもって大阪府が定める標準的対策を遵守することを条件に解除されました。

しかしながら、安全宣言が出されたわけではなく、第2波を防ぐため、決して気を緩めることはできない状況です。

6月以降の各種活動の再開については、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に注視しながら、密閉、密集、密接の3密を避け、十分な感染防止対策に努めることとします。学生・教職員は、それぞれの日常生活において、「13. 「新しい生活様式」の実践について」を心掛けてください。また必要に応じて、本対策方針も見直しを行ってまいりますので、適宜、ご確認ください。

今後、学生又は教職員に感染者が確認された場合は、二次感染、三次感染を防ぐため、すみやかに大学構内における課外活動及び研究活動を禁止し、教職員の出勤は最低限の人数としたうえで、保健所の指示及び助言のもと、感染症拡大防止に必要な対策を講じることとします。

1. 学生の海外渡航について

学生の海外渡航については、当面の期間、渡航不可とします。また、海外から帰国・入国した場合は、2週間自宅待機してください。

2. 教職員の海外渡航について

教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとします。

- (1) 感染症危険レベル3の国・地域へは「渡航不可」。
- (2) 感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。

やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に下記3の対応を行う旨の誓約書を各部局まで提出してください。

3. 学生及び教職員の海外からの帰国・入国について

・学生及び教職員が海外から帰国・入国される場合は、以下の対応をお願いします。

- (1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。
- (2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。
- (3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

4. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

海外からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。

5. 授業、期末試験等への対応について

令和2年度前期授業期間を5月14日から8月24日までに変更し（医学部医学科、法学研究科法曹養成専攻、都市経営研究科・創造都市研究科は別途定めます。）、すべての授業を遠隔で実施することを基本としますが、実験・実習などで厳に必要とするものについては7月2日から適切な感染防止策を講じた上で対面授業を実施できるものとします。

6. 学生の大学構内への立ち入りについて

学生の大学構内への立ち入りについては、以下の条件のいずれかに当てはまる場合のみ認めます。必ず登校前に検温し、平熱であることを確認してください。また、大学構内においては、感染拡大防止策を徹底し、3密を回避して行動ください。

(1) 対面授業に出席する場合

(2) 卒論、修論、博論に関連する実験等のうち、この期間に中断することで重大な支障が生じるなどの事情がある場合（下記7.に該当するものを含む）

各研究科において、学生・院生への感染拡大防止策を十分講じた上で、滞在時間を最小限に抑えるとともに、学生の入構・出構等の記録を残してください。

(3) 許可された課外活動を行う場合

活動3日前までに代表者より「課外活動計画書」を学生課へ提出し許可を得るとともに、学生担当部長の定める遵守事項に留意してください。また、大学構内への入出校時に課外活動用WEBシステム（＝部活くん）へ入力し、「課外活動報告」を学生課へ提出してください。

(4) 学術情報総合センターを利用する場合

利用にあたってはセンター所長が定める遵守事項に留意してください。

(5) 保健管理センターを利用する場合

保健管理センターでは日中はスタッフが待機していますので、学生及び教職員が急に体調を崩したりけがをした場合などはまずは電話でご相談ください。

保健管理センター TEL：06-6605-2108

(6) その他、大学が立ち入りが必要と認める場合

7. 教員等の研究活動について

教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動については、7月1日から、研究活動に関する指針における「レベル1-制限（小程度）」とします。

研究活動においては、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討してください。なお、大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、大学が定める留意事項を遵守してください。また、研究室等の入退室管理や教員等の健康状態の把握のため、引き続き、研究活動用 WEB システム（研活くん）への入力 of 継続をお願いします。

8. 教職員への感染拡大防止策について

- (1) 9. に該当する症状がある教職員は、原則自宅待機とします。
- (2) 公共交通機関を利用することによる感染を防止するために、時差出勤や在宅勤務を積極的に推奨するとともに、自家用車による通勤を認めます。
- (3) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV 会議などを活用してください。
- (4) 出張は必要最小限に抑えてください。

9. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医または新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

- A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合
- B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

（参考）新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

（大阪市保健所）TEL：06-6647-0641 FAX：06-6647-1029

（その他府内の保健所）以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL：06-6605-2108

10. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

11. 大学主催のイベント等について

大学主催のイベント等の開催については、当面の間、参加人数に関わらず、オンライン開催を原則とします。学外者の参加が見込まれるイベント等で、オンライン開催で目的を達成できない場合は中止または延期とします。説明会・研修会など学内関係者のみが参加する集会については、以下の基準を目安としつつ、万全の感染防止対策を講じた上で実施を認めます。

- ・収容定員の半分以下の参加人数とする。
- ・人と人との距離を十分確保できること。(できるだけ2m)

また、学生及び教職員の学外イベントへの参加についても自粛を求めます。

12. 大学附属施設等について

大学附属施設等についても、大阪府が定める標準的対策を遵守し、6月から段階的に再開します。詳細については、準備がととのい次第、各施設HP等によりご案内いたします。

- ・学術情報総合センター <https://www.media.osaka-cu.ac.jp/>
- ・保健管理センター 安全衛生管理室よりご案内します。
- ・田中記念館、高原記念館 管理課よりご案内します。
- ・文化交流センター 社会連携課よりご案内します。
- ・理学部附属植物園 <https://www.sci.osaka-cu.ac.jp/biol/botan/>
- ・生活協同組合(食堂、購買、書籍等) <https://osaka-cu.hanshin.coop/>

13. 「新しい生活様式」の実践について

学生及び教職員は、これまでに引き続き、「新しい生活様式」を実践し、感染防止に注意を払って生活してください。

(1) 日常生活を営む上での基本的感染対策

- ✓ 毎朝の検温
37℃以上の場合は外出せず自宅で療養する。
- ✓ こまめに手洗い・手指消毒・うがい
手洗いは30秒以上かけて正しい方法で行う。
外出時は消毒液等を携帯する。
うがいが難しい場合は口のど殺菌スプレーやこまめな水分補給を行う。
- ✓ マスク着用
熱中症予防のため、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずして構いません。また、マスクを着用している時は、強い負荷の作業や運動を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を行い、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩してください。
- ✓ こまめに部屋を換気
- ✓ 買い物などではキャッシュレス決済を利用する。

(2) 3つの密(密閉・密集・密接)の回避

- ✓ 人との距離をできるだけ2m(最低1m)空ける。
- ✓ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

- ✓ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
 - ✓ 宴会等を自粛する。
 - ✓ カラオケ店、ライブハウス、スポーツジムなど過去にクラスターが発生した施設への立ち入りを自粛する。
- (3) 移動に関する感染対策
- ✓ 旅行は感染流行地域を避ける。移動時間のかからない近場旅行を推奨します。
 - ✓ 発症したときのため、いつ誰とどこで会ったかをメモする。
 - ✓ 公共交通機関の利用をなるべく控える。
利用する場合は、必ずマスクを着用し、手で顔を触らないようにし、利用には手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。
- (4) 「大阪コロナ追跡システム」の利用
- ✓ 不特定多数の人が集まる施設等を利用する場合は、大阪府が提供する「大阪コロナ追跡システム」によりメールアドレスを登録する。
- (5) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用
- ✓ 厚生労働省が提供する感染者との濃厚接触の可能性を知らせる「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」に登録する。

14. その他

- ・感染された方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者及びそのご家族等への人権侵害につながることはないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口
… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】
FAX : 06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- 在中国日本大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- 大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

新型コロナウイルス等から 身を守りましょう！

くしゃみや咳などで拡散したウイルスはドアノブや電車のつり革、パソコンなど、いろんな場所に付着しています。

多くの感染症は不特定多数の人が触った場所に手が触れることで、手を媒介して目、鼻、口などの粘膜から体内に侵入すると言われています。

手に付いたウイルスを手洗いで洗い流すことは感染予防に効果があります。

さあ、みんなで^て手をあらおう!!



37.5 度以上の発熱とせき・たんの症状がある場合は、保健管理センターに連絡してください。

上記症状がある人は、他の人にうつさないためにも必ずマスクを着用しましょう。

保健管理センター
06-6605-2108

新型コロナウイルス等を周りの人にうつさないために・・・

せき、くしゃみが出るときは、
マスクの着用をお願いします。



鼻の形にワイヤーを
折り曲げましょう。



鼻から、あごまで、
伸ばしましょう。

手で頻繁に触る
携帯電話にも、ウイルスが
付いているかも知れません。
メーカーの指示に従って
清潔にしましょう。



手で押さえるのは
やめましょう。
飛び散るウイルスも
多いと思われます。



イメージです

手にウイルスが
いっぱい付きます。



ティッシュで
押さえたなら、
できれば
蓋つきのゴミ箱に
捨てましょう。



マスクや、ティッシュがなければ
手のひらではなく、
ひじの内側で、押さえましょう。



手では、ドアのノブやその他
さまざまな所を触りますが
ひじでは、あまり触りません。